

発議第1号

太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について

太宰府市議会会議規則（昭和57年議会規則第1号）第13条第2項の規定により、別案のとおり提出する。

令和3年3月19日

太宰府市議会議長 陶山良尚様

提出者 議会運営委員会

委員長 長谷川公成

賛成者 議会運営委員会委員 神武綾

〃 小畠真由美

〃 笠利毅

〃 徳永洋介

〃 宮原伸一

理由

多様な人材の市議会への参画を促進するため、及び押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会への請願に係る署名押印の見直しを図るため。

太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則

〔 令和 年 月 日 〕
〔 議会規則 第 号 〕

太宰府市議会会議規則（昭和 57 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 90 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 137 条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「請願を」を「前 2 項の請願を」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。